

2. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的，種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

3.1.1 河川工事の施行の場所

河川工事の施行場所は次に示すとおりです。

高潮対策： 河口～縄田橋上流（ $L = 0.9 \text{ km}$ ）

河川改修： 縄田橋上流～中津岡川合流点上流（ $L = 0.5 \text{ km}$ ）

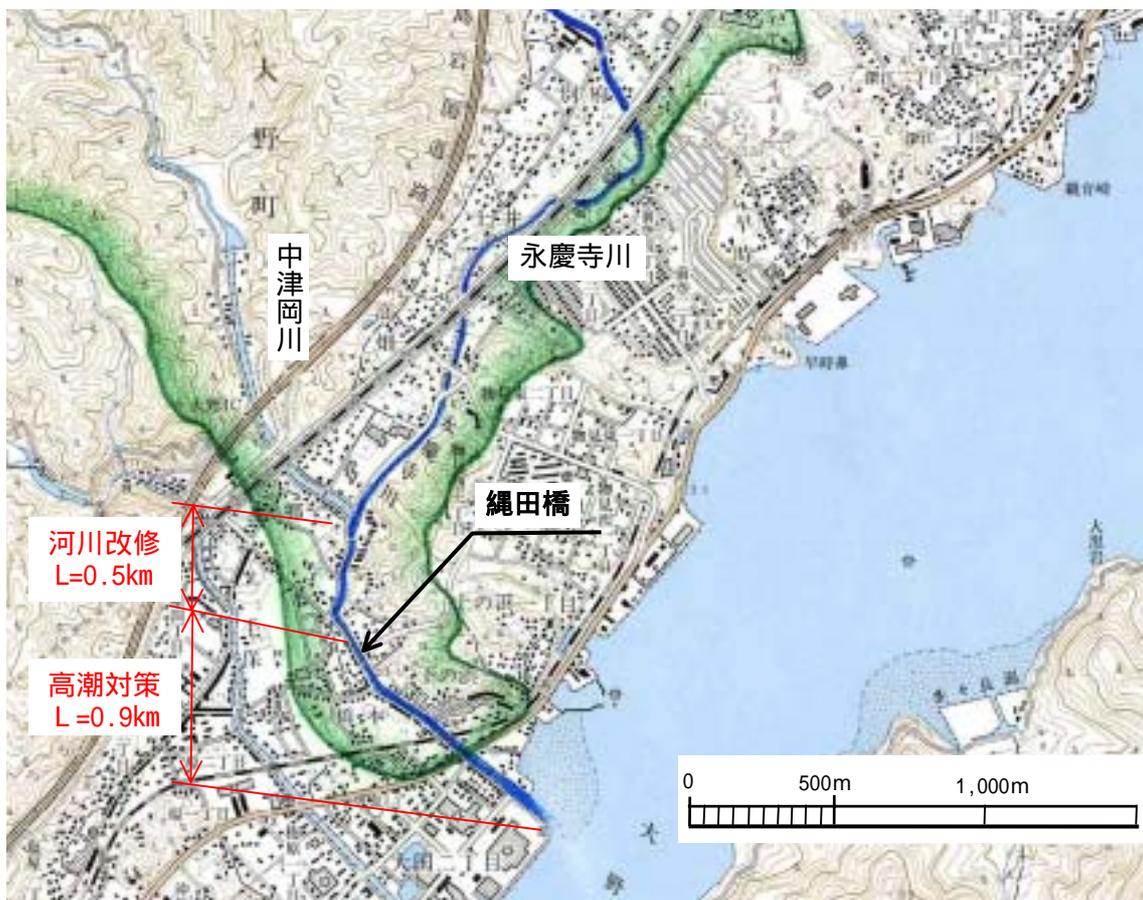


図-3.1 施行場所位置図

3.1.2 河川工事の目的、種類及び河川管理施設の機能の概要

永慶寺川では、洪水流量を安全に流下させること、また、高潮による浸水から防御することを目的に河川改修工事を実施します。

河川工事区間は、近年、洪水被害が生じ、流下能力が不足している河口から中津岡川合流点上流までの1.4 kmの区間とします。

高潮対策については、河口から0.9kmの区間において、浸水被害が発生しないよう必要な堤防高を確保します。また、河川改修においては、引堤と築堤により、水ノ越橋基準点において計画高水流量 $180\text{m}^3/\text{s}$ が安全に流下できるような河道断面積を確保します。

整備に当たっては、施行区間を上下流2ゾーンに分割し、下流を親水ゾーン、上流を多自然ゾーンとして位置付け、動植物の生息・生育環境及び親水性・景観に配慮したものとします。

河川改修を行う際は、地域毎の動植物の生息・生育環境の特性を踏まえ、湊筋や瀬、淵等の復元を図るなど、河道及び周辺自然環境に配慮するとともに、既設の潮止め堰等の改修においては、魚類等の遡上、降下の妨げにならないような構造を採用します。

流量配分図、平面図、縦断図及び横断面図を図-3.2～図-3.5に示します。

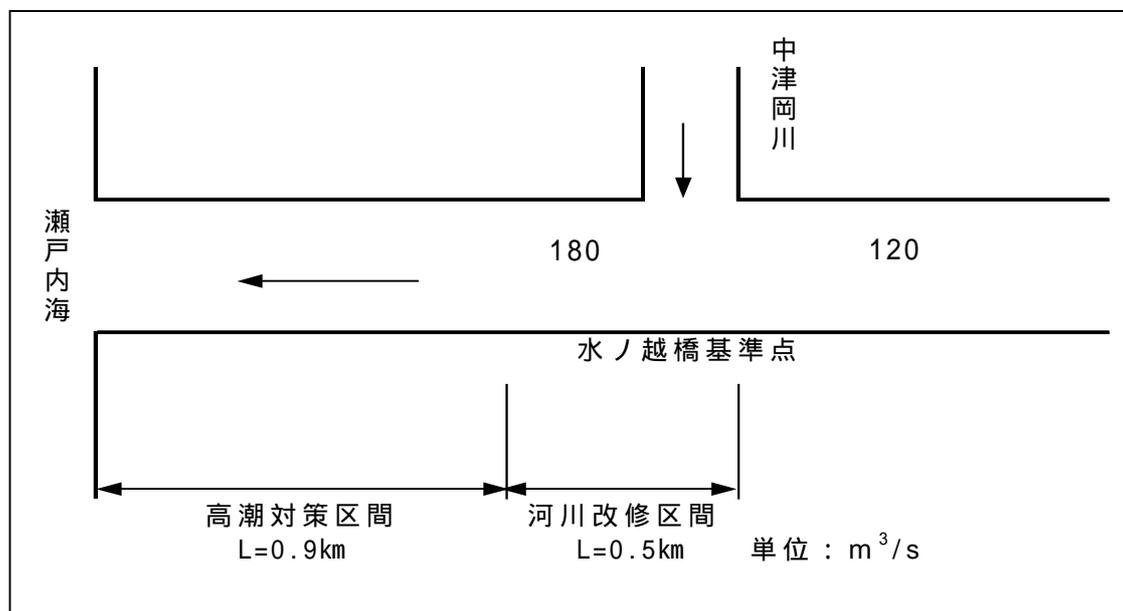


図-3.2 永慶寺川流量配分図

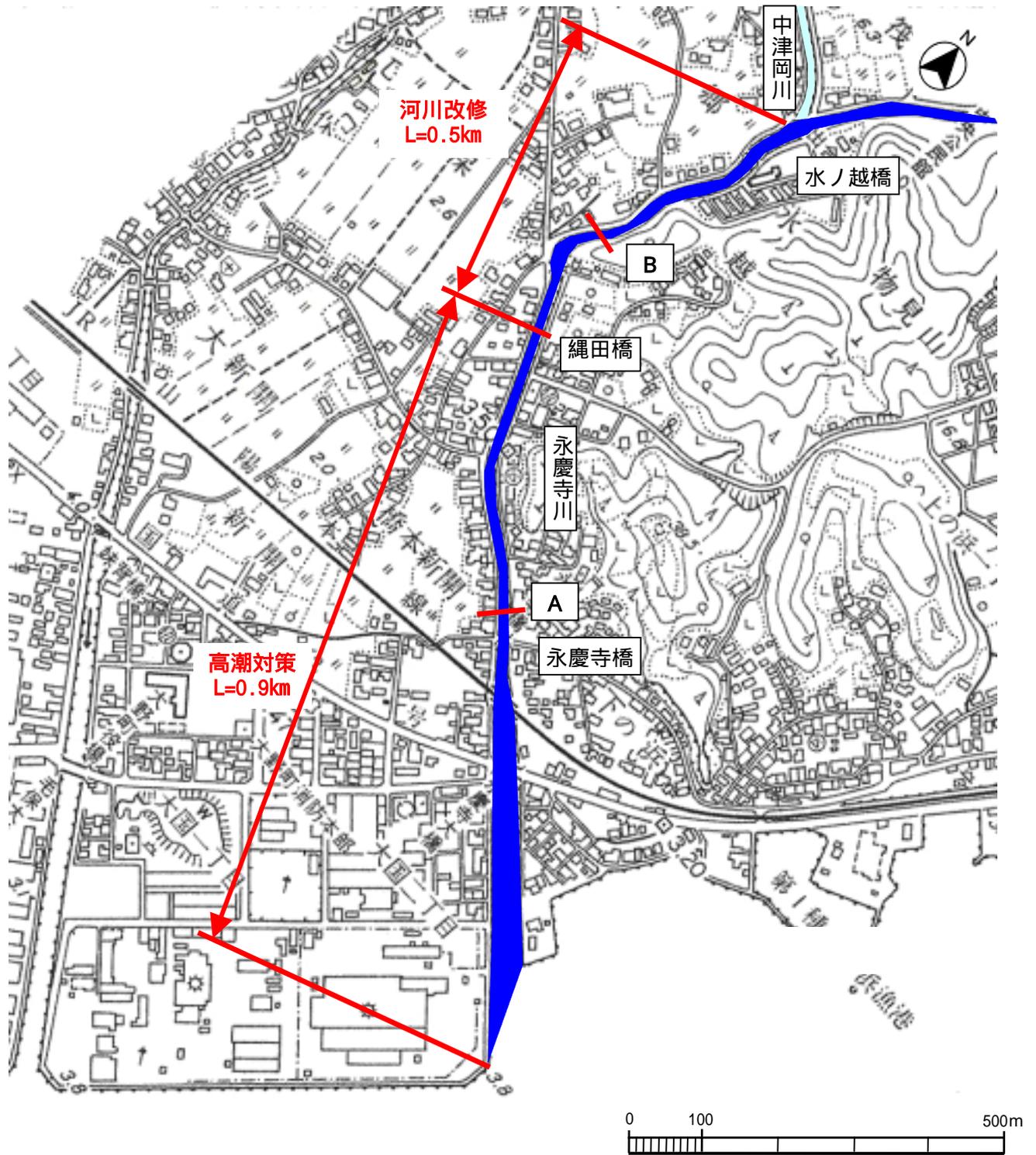


図-3.3 永慶寺川平面図

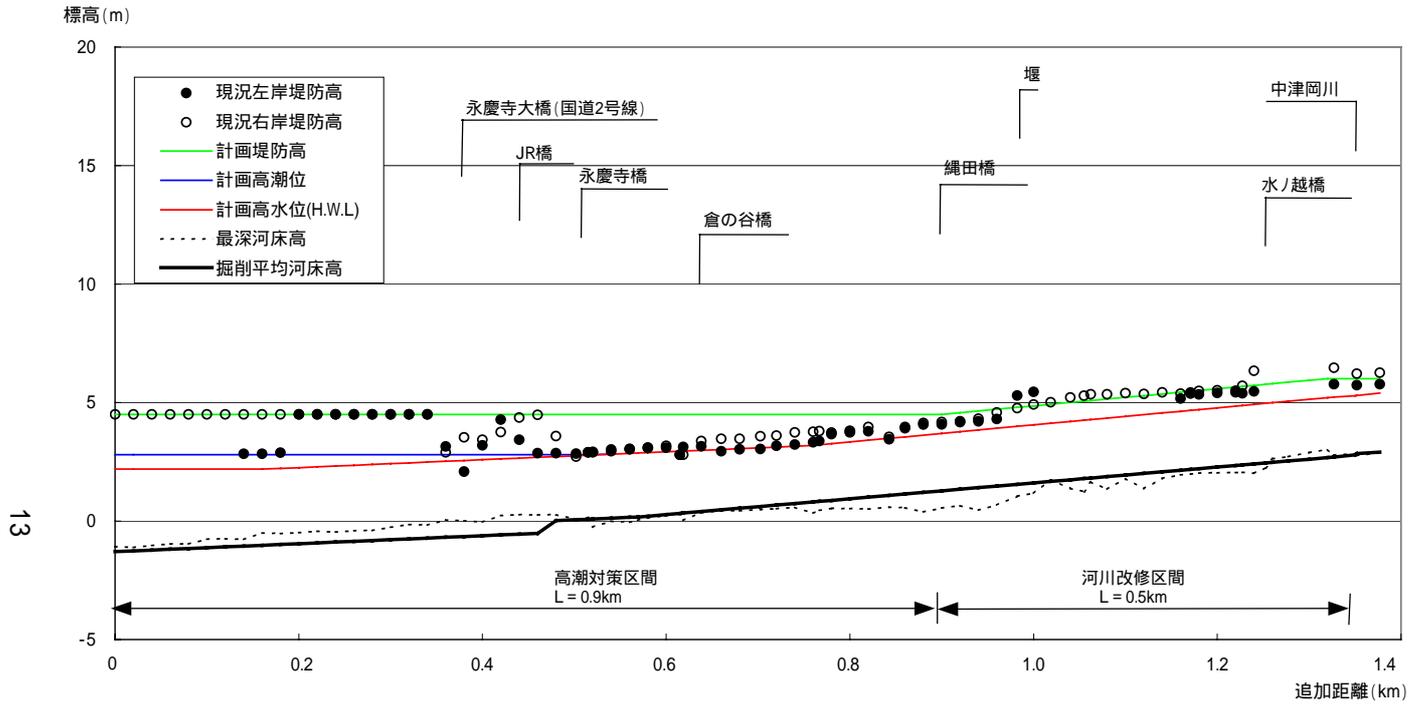
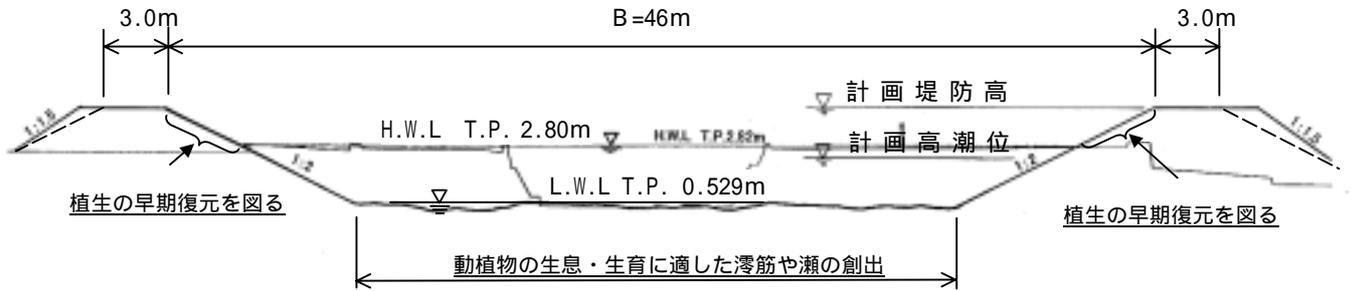
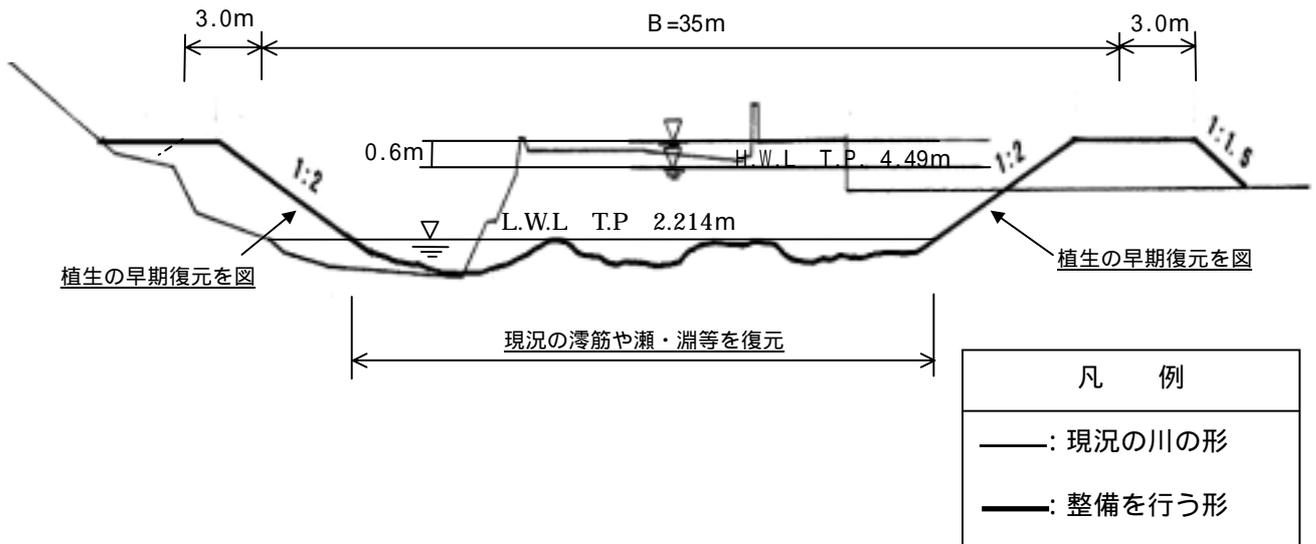


図-3.4 永慶寺川計画縦断面図

A 永慶寺橋上流付近



B 水ノ越橋下流付近



改修実施にあたり、横断形変更の場合あり。

図-3.5 永慶寺川横断面図

3.2 河川の維持の目的，種類及び施行の場所

3.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は，地域の特性を踏まえつつ，洪水による被害の防止，河川の適正な利用，流水の正常な機能の維持，河川環境の整備と保全がなされるよう総合的に行います。

3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

河川の維持の施行の場所は，永慶寺川の広島県が管理する区間とします。

(1) 流下能力の維持

「3.1 河川工事の施行の場所」に示した区間以外で，部分的に流下能力が不足する箇所については，10年に1回発生すると予測される流量に対して家屋浸水被害を防止するため，関係機関と調整を図り，パラペットや引堤・掘削による対策を実施します。

(2) 河道の維持

出水等により土砂が堆積して，洪水の流下の阻害となるなど治水上支障となる場合は，環境面にも配慮しつつ掘削等の必要な対策を講じます。また，逆に出水等で河床が低下した場合は，護岸等構造物の基礎が露出すると災害の原因となるので早期発見に努めるとともに，河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

なお，河川への流入土砂量の軽減に向け，関係機関と連携し，森林の保全や満砂堰堤の掘削管理などにより，流域からの土砂の流出抑制に努めます。

(3) 護岸，堤防等の維持

護岸，堤防等の河川管理施設については，法崩れ，亀裂等の異常について早期発見に努めるとともに，河川管理上の支障となる場合は，適切な処理を行います。

(4) 親水性の向上

河川環境管理基本計画に位置付けられている拠点地区及び小学校の周辺など，まちづくりや環境学習の観点から親水性の向上が求められる箇所においては，関係機関と連携し，親水施設の整備に努めます。

(5) 植生の維持

良好な河川環境を保全するため，必要箇所の草刈りや樹木の管理を地元住民と協力して実施します。

(6) 濁水流出の防止

河川改修時等に発生する濁水については，動植物の生息・生育環境，河川景観等への配慮から，これを防止または軽減するよう努めます。